

サービス利用単位料金表(令和7年7月1日)

1、令和3年4月1日以降、介護保険制度報酬改定による利用単位料金

- (1) 1単位あたりの料金 平成27年4月より1単位 **10.45** 円 居住住所地国家公務員地域手当に準ずる地区区分によるも
 (2) 介護福祉施設サービス利用基本単位(1日につき)

① 従来型多床室 (新つくばホーム)

ご契約者の要介護度とサービス利用基本単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	589	659	732	802	871

② ユニット型個室 (新つくばホーム新館)

ご契約者の要介護度とサービス利用基本単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	670	740	815	886	955

(3) 加算単位(1日につき)について

①②(1)⑥⑩⑭⑮⑯は、入所されている全員の方に、③は本館ご利用の方に加算されます。その他は、ご利用者の状況に応じ又は施設体制が整った時に加算されます。

① 日常生活継続支援加算	従来型36・ユニット型46	入所者の70%以上が要介護4～5、介護職員のうち介護福祉士が一定以上配置
② 看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	13	看護職員を一定以上配置、医療機関との連携、24時間連絡体制確保
③ 夜勤職員配置加算	従来型22・ユニット型27	夜勤にかかる時間帯に、職員を基準より1以上多く配置
④ 個別機能訓練加算	(Ⅰ)12 (Ⅱ)20	(Ⅰ)専従の機能訓練指導員を1名以上配置し計画を作成し実施(Ⅱ)計画情報を厚生労働省に提出
⑤ 若年性認知症入所者受入加算	120	初老期における認知症と診断された方が入所したとき
⑥ 栄養マネジメント強化体制加算	11	管理栄養士を入所者50人に対し1名以上配置、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し継続的な栄養管理を行う
⑦ 療養食加算	6/回	医師より食事療法等の指示があり、食事提供を管理栄養士が管理
⑧ 看取り介護加算(Ⅰ)		(お亡くなりになった日以前45～31日) 72 (お亡くなりになった日以前4～30日) 144 (お亡くなりになった日前日・前々日) 680 (お亡くなりになった日) 1280
⑨ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	日常生活自立度Ⅲ以上が100分の50以上、認知症介護実践リーダー研修修了者を20名未満はⅠ以上20名以上は19名を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し専門的な認知症ケアを実施、会議を定期的開催
⑩ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身状況等、疾病の状況を厚生労働省に提出
⑪ 安全対策体制加算	20/入所時	外部の研修を受けた担当者を置いて安全対策に取り組む
⑫ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)10/月		外来感染対策向上加算に関わる届出を行った医療機関が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回以上参加
⑬ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)5/月		感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の現地指導を受け
⑭ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110/月	口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し口腔衛生の管理の適切かつ有効な情報を活用している等
⑰ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費及び他の加算の単位合計の14%	事業所として一定の要件を満たすことで、介護サービスに従事する職員の処遇改善を図ります。

2、利用料金の計算方法

単位表によって、ご契約者の要介護度に応じた施設サービス費と加算の合計から 介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事にかかる標準自己負担額の合計金額をお支払いいただきます。

利用者負担額 = (施設サービス費単位+加算単位) × 10.45円 × 0.1(利用者負担割合分1割) + 居住費 + 食費
 (一定以上所得のある方については、利用者負担割合分が2割または3割になります)

※ 社会福祉法人等による負担軽減制度、負担限度額認定特定入所者等の対象の方については、上記に加え、引き続き制度に従った計算方法での請求となります。

以上、サービス利用単位料金表について説明をうけました。

氏名 _____